

✚ 貨物概要

みそ、コチュジャン、植物性油脂、砂糖、香辛料等を混合し、加熱した物品で、輸入後にあさりやきのこ等の具材を加え、煮込んだ後に食すもの

✚ 分類

関税率表第 2103.90 号（統計番号 2103.90-229）の混合調味料

✚ 分類理由

本品は、鍋料理の材料として使用される物品であり、輸入後にあさり、きのこ等の食材を加え、煮込むことにより鍋料理が完成します。本品は、関税率表解説第 21.04 項（A）の「（1）水、ミルク等の添加のみを必要とするスープ用又はブロス用の調製品」及び「（2）加熱後直ちに食用に供することができるスープ及びブロス」に合致しないことから、同表第 21.04 項のスープ又はその調製品とは認められません。

本品は、具材に味をつけるのに十分な香味性を有していると認められることから、混合調味料として、同表第 21.03 項に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）